

広報ふじよしだ広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富士吉田市広告事業実施要綱及び富士吉田市広告事業掲載基準（以下「掲載基準」という。）に基づき、広報ふじよしだ（以下「広報紙」という。）に掲載する広告の取り扱いについて、必要な事項を定める。

(広告の掲載位置・期間)

第2条 広報紙に掲載する広告の掲載位置は、誌面の配置などを勘案した上で、市が決定する。

2 広告の掲載期間は、1ヶ月を基準とし、最長年度内の12ヶ月まで継続して掲載することができる。

(広告の規格・掲載料等)

第3条 広報紙に掲載する広告の規格及び掲載料は、別表第1のとおりとする。

(広告掲載料の減額)

第4条 広告主または広告内容が一定の条件を満たしている場合は、掲載料を減額することができます。減額条件及び掲載料に対する減額率は、別表第2のとおりとする。

2 使用料の計算により円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(広告主の募集)

第5条 広告主は、市ホームページ等を通じて公募する。

(広告掲載の申込み)

第6条 広報紙への広告の掲載を希望する者は、第1号様式により、掲載を希望する広報紙の発行日の30日前までに、市に申請するものとする。

(広告主の決定)

第7条 市は前条の規定による申請を受理したときは、掲載基準に基づき審査を行い、当該広告掲載の可否を決定するものとする。

2 広告掲載の申込みが予定の広告掲載スペースを超えるときは、次の順位により決定する。ただし、これにより難い場合は、公開抽選を実施し広告主を決定する。

- (1) 国、政府関係機関、地方公共団体及びこれらに類するもの
- (2) 市内に本店を有する事業所
- (3) 市内に営業所、店舗等を有する事業所
- (4) 前3号に掲げる以外のもの

3 市は、前2項の規定により広告の掲載の可否を決定したときは、第2号様式により、速やかに当該申請者に通知するものとする。

4 前項の通知を受けた広告主は、第3号様式により広告掲載受諾書を提出するものとする。

(広告原稿の作成)

第8条 広告原稿は原則として広告主が用意するものとする。

2 広告主は、広告を掲載する広報紙の発行日の20日前までに、市の指定する方法により広告原稿を市に提出するものとする。

(掲載料の納付)

- 第9条 広告主は、広告を掲載する広報紙の発行日の15日前までに、広告掲載料を市の指定する納入通知書により納付または指定する口座に振り込みをしなければならない。
- 2 広告主の都合により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。
- 3 広告主の責めに帰さない理由により、広告が掲載できなかつたときは、広告掲載料を還付する。

(広告掲載決定の取り消し)

- 第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、第7条による広告掲載決定を取り消すことができるものとする。
- (1) 広告主が第9条に規定する期限までに広告掲載料を納付しないとき
- (2) 広告主が掲載基準第4に定める修正・削除依頼に応じないとき
- (3) その他広告の掲載に支障が生じたとき
- 2 前項の規定により、広告掲載決定を取り消したときは、第4号様式により、当該広告主に通知するものとする。

(広告主の責務)

- 第11条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。
- 2 広告主は、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為、その他不正な行為を行ってはならない。
- 3 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えたときは、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(協議)

- 第12条 この要領に定めのない事項について疑義が生じたときは、市と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

- 第13条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関する必要な事項は、市が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は平成20年12月1日から施行する。

この要領は令和7年1月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

色数	掲載位置	規格（縦mm×横mm）	掲載料（円・税込）
カラー	裏表紙	63×88 (A4の約1/8)	20,000
		63×180 (A4の約1/4)	40,000
	中紙面	63×88 (A4の約1/8)	12,500
		63×180 (A4の約1/4)	25,000
		128×180 (A4の約1/2)	50,000
		260×180 (A4)	100,000

別表第2－1（第4条関係）

減額条件	掲載料に対する減額率
広告主が市内に本店を有し、広告する事業内容が企業活動である場合	20%
広告する事業内容が社会貢献・奉仕活動等と認められる場合	50%
広告する事業内容が教育・文化・スポーツ等の振興を主たる目的としたものである場合	50%
広告する事業内容が青少年健全育成を主たる目的としたものである場合	80%

別表第2－2（第4条関係）

減額条件	掲載料に対する減額率
広告主が3カ月継続して広告を掲載する場合（申請時に確定している場合に限る。ただし、掲載内容は1カ月毎に変更可能とする。）	50% (掲載初月から数えて、3カ月目、6カ月目、9カ月目、12カ月目の掲載料のみ対象)

第1号様式（第6条関係）

年　月　日

富士吉田市長 殿

所在地

名称

代表者名

広報ふじよしだ広告掲載申請書

広報ふじよしだ広告掲載要領第6条の規定により、次のとおり申請します。

1. 掲載廣告

(1) 広告掲載を希望する広報ふじよしだの月号

_____ 年 月号から _____ 年 月号 (力月間)

(2) 掲載希望枠

位置：裏表紙・中紙面 規格：A4の 1/8・1/4・1/2・1/1

(3) 掲載する内容（広告の内容案を記載、または、添付してください。）

2. 連絡先

(1) 担当者氏名 _____

(2) 電話 _____

(3) E-mail _____

第2号様式（第7条関係）

第 号

年 月 日

殿

富士吉田市長

広報ふじよしだ広告掲載可否通知書

年 月 日付けで申請のありました、広報ふじよしだへの広告掲載について、
広報ふじよしだ広告掲載要領の規定により、下記のとおり決定しましたので通知いたします。

1. 掲載する

貴社の広告を掲載することに決定しましたので、次により手続きをお願いします。

広告内容	
掲載期間	年 月号から 年 月号まで (カ月間)
広告掲載料	金 円
掲載料納入期限	年 月 日まで
広告原稿提出期限	年 月 日まで

※別添「広告掲載受諾書」に必要事項を記入し、提出してください。

2. 掲載しない

(理由)

第3号様式（第7条関係）

年　月　日

富士吉田市長 殿

所在地

名称

代表者名

広報ふじよしだ広告掲載受諾書

広報ふじよしだ広告掲載要領及び広報ふじよしだ広告掲載可否通知書に基づき、広報ふじよしだへの広告掲載にあたり、以下の内容について受諾します。

1. 掲載する広告の規格等

①広告の位置	<u>裏表紙・中紙面</u>
②広告の規格	<u>A4 の 1/8 ・ 1/4 ・ 1/2 ・ 1/1</u>
③掲載期間	<u>年　月号～　年　月号</u>

2. 掲載する広告の内容

別添広告原稿案のとおり

3. 掲載料の納入

年　月　日までに、市発行の納入通知書により　円を支払います。

4. その他

富士吉田市広告事業実施要綱、富士吉田市広告事業掲載基準及び広報ふじよしだ広告掲載要領を遵守します。

第4号様式（第10条関係）

第 号

年 月 日

殿

富士吉田市長

広報ふじよしだ広告掲載決定取消通知書

年 月 日付けで決定した広報ふじよしだ広告掲載については、次の理由により取り消しましたので通知いたします。

(取り消しの理由)